第6章 参考資料

郡山市総合治水対策連絡協議会委員名簿 (総合的な治水対策の検討時 H26.8~H28)

	分	役	氏 名	ACL. TIPE
	野	職	H26~H28	役 職
1		0	ナガバヤシ ヒサオ 長林 久夫	名誉教授(日大工学部土木工学科)
2	学識経験者	0	eyng a y t 土方 吉雄	大学准教授(日大工学部建築学科)
3	験者		イケダ ヒロカズ 池田 裕一	大学教授(宇都宮大学 大学院)
4			^{カナエ シンジロウ} 鼎 信次郎	大学教授(東京工業大学 大学院)
5			エンドウ ショウイチ サンボンギ ノブミッ 遠藤 正一 三本木 伸光	安積疏水土地改良区
6	企業		ハマダ シュンイチ クマダ ミツヒロ 浜田 俊一 熊田 光宏	福島さくら農業協同組合
7	· 団 体		古賀 徹	株式会社エフエム福島
8	体		サイトウ タッヤ 齋藤 達也	東日本電信電話株式会社
9			g ナカ ミズキ フクハラ カンナ 田中 瑞紀 福原 香奈	株式会社郡山コミュニティ放送
10			大波 久夫	郡山地区河川愛護協議会会長
11	住民		クラモト ケンイチロウ 倉元 賢一郎	郡山市自主防災連絡会会長
12			^{サガワ} クミコ 佐川 久美子	インテリア&プランニング ポテンシャル 代表
13	関係機		二瓶 昭弘 佐藤 勝美	福島河川国道事務所副所長
14	行関政		クサノ ヒデオ カワイ トシヒロ 草野 秀夫 河合 利広	福島県県中建設事務所主幹兼企画管理部長
15			ハ ガ エィジ 芳賀 英次	郡山市 技監
16			カンノ トシカズ サトゥ チカラ 菅野 利和 佐藤 親	郡山市 総務部長
17	郡山市		藤川 英敏 村上 一郎	郡山市 建設交通部長
18	919		東間 友秀 佐藤 嘉秀	郡山市 都市整備部長
19			ハットリ ケンイチ おマモト アキヒト 山本 晃史	郡山市下水道部長

※ 区分ごとに五十音順

男女比率/男性:88.9%、女性:11.1%

※ ◎:委員長 ○:副委員長

郡山市総合治水対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 近年の降雨形態の変化及び都市化の進展に伴う都市型水害の発生による浸水被害の軽減 化を図り、もって住民が安心して暮らせるよう地域における安全度の向上に資するため、郡山 市総合治水対策(以下「総合治水対策」という。)について協議及び検討を行う郡山市総合治水対 策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、総合治水対策に係る総合的な調整を行い、郡山市総合治水対策検討部会設置 要綱(平成24年5月21日制定)第1条の郡山市総合治水対策検討部会又は郡山市浸水被害対 策本部設置要綱(平成25年6月10日制定)に規定する郡山市浸水被害対策本部における審議 の経過及び結果について調査及び協議し、総合治水対策の検討を行う。 (組織等)

- 第3条 協議会は委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は仟命する。
- (1) 治水対策に関して識見を有する者
- (2) 本市に本店、支店、事務所等を有する企業又は団体の構成員
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 総務部長、建設交通部長、都市整備部長及び下水道部長
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者 の残仟期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 協議会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。
- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が書けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、第1条に掲げる目的の実施効果を評価するための会議を、毎年1回以上開催する ものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員又は専門的知見を有する者の出席を 求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、協議会の事務を掌握し、協議会の審議の経過及び結果について必要があると認めるときは、市長に報告しなければならない。

第6条 協議会の庶務は、建設交通部河川課において処理する。

(委任)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。 附 III
- この要綱は、平成24年5月21日から施行する。

附具

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

郡山市総合治水対策検討部会設置要綱

(設置

- 第1条 近年の降雨形態の変化及び都市化の進展に伴う都市型水害の発生による浸水被害の軽減 化を図ることを目的とする、郡山市総合治水対策(以下「総合治水対策」という。)について協議 及び検討するため、郡山市総合治水対策検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 検討部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 各種治水対策の専門的な調査及び研究を行うこと。
- (2) 前号の規定による調査及び研究に基づく審議を行い、その経過又は結果を郡山市総合治 水対策連絡協議会設置要綱(平成24年5月21日制定)第1条の郡山市総合治水対策連 絡協議会へ報告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合治水対策に関し、必要な事項に関すること。 (組織)
- 第3条 検討部会は委員長1名、副委員長2名及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は建設交通部長の職にある者を、副委員長には建設交通部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、検討部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。 (会議)
- 第4条 検討部会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員又は専門的知見を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員長は、検討部会の事務を掌握し、検討部会の審議の経過及び結果について、起用議会に 報告しなければならない。

(ワーキンググループ)

- 第5条 検討部会に委員長の命を受け、必要な事項について専門的な調査及び研究を行うため、 ワーキンググループを置く。
- 2 ワーキンググループは、別表に掲げる職にある者が指名する者をもって組織し、あらかじめ 委員長が指名する建設交通部次長が座長となる。
- 3 ワーキンググループは、調査及び研究の経過及び結果を検討部会に報告しなければならない。
- 4 座長は、必要と認めるときは、班員以外の職員又は専門的知見を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第6条 検討部会及びワーキンググループの庶務は、建設交通部河川課において処理する。 (委任)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会会の運営に関し必要な事項は委員長が、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年5月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第3条、第5条関係)

MA(おうな、おうな、おりない。 総務部防災危機管理課長、政策開発部政策開発課長、政策開発部広聴広報課長、財務部財政課長、市民部市民・NPO 活動推進課長、保健福祉部保健福祉総務課長、こども部こども未来課長、農林部農地課長、産業観光部産業政策課長、建設交通部道路建設課長、建設交通部道路維持課長、建設交通部総合交通政策課長、建設交通部河川課長、建設交通部建築課長、建設交通部住宅課長、都市整備部路計計画課長、都市整備部路部計一直課長、都市整備部路開発建築指導課長、下水道部下水道総務課長、下水道部下水道維持課長及び教育委員会事務局教育総務部総務課長

検討の経緯

郡山市 総合的な治水対策の検討経緯

年度	月	関連項目	協 議 会 〔郡山市総合治水対策連絡協議会〕	検討部会・WG 〔郡山市総合治水対策検討部会・WG〕
	5	12日 事業説明(市長) 委員選考		
	6	各委員へ内申 •第 10 回水害サミット (6/3)	学識経験者 (4名) 企業・住民 (8名) 関係行政機関 (2名)	
	7	(推薦依頼)	技監·部長 (5名) 1 9名	
	8	4日 委員選定(決裁)	第1回 協議会 8/28	○個別WG (河川課、下水道課) 「郡山市の浸水被害」について
	9	▶新聞報道 (協議会紹介) 福島民報、民友、建設工業新聞 ▶ゲリラ豪雨対策 9年プラ登録	■委員長、副委員長の選出 ●協議会の概要・運営、検討のスケシ゚ュール説明	
H26	10		●郡山市の概要、郡山市の浸水被害 ■意見交換、協議検討	○個別WG 何陽 談(議管銀、下減緩網) 「まちづくりネットモニター」の結果につい て関係各課で検証
	11	・行政視察(松本市、一宮市) 河川課、防災危機管理課		○個別WG (河川課、下水道総務課) 「ゲリラ豪雨対策 9年プラン」について
	12		第2回 協議会 12/19	
	1		■第1回会議の報告 ●ゲリラ豪雨対策9年プランの概要説明	
	2		●まちづくりネットモニター結果報告(1回目) ●治水対策の構成(案)説明 ■意見交換、協議検討	○個別WG (別県 下水道)、脱烷管轄、高齢情 「総合的な治水対策の検討」の施策構成につ いて関係各課で協議
	3	▶新聞報道 福島民報 (タイムラインの検討)	第3回 協議会 3/24	■議題 ●協議会検討の経緯説明
	4		■第2回会議の報告 ●宿題整理 - 基本理念の調整 - 降雨発生状況	●第八次実施計画との関連確認 ■意見交換、協議検討
	5		・都市化の進展状況等 ●郡山市タイムライン(案)の説明	①全体検討部会 (課長級会議) 「総合的な治水対策の検討」について
	6	▶第11回水害サミット(6/9) タイムライン(案)提示 6月定引会(6/15-6/29)	●検討案の提示(施策部分) ■意見交換、協議検討	○個別WG(河川課、下水道課) (タイムライン方針確認、3 DHM 協議調整)
	7		第4回 協議会 7/13 ■第3回会議の報告	
	8	8/6 福島河川事務所協議 ・9/45/7の行動計画確認 ・水防法改正の内容、予定 ・排水ポンプ車 配備	●宿題整理 ・基本理念の確認⇒決定 ・施策の整理方法確認 ●まちづくりネットモニター設問内容調整 ●郡山市タイムライン (第) の方針確認	○個別WG(河川課、防災危機管理課) (944分/調整:国交省、河川、防災)
H27	9	▶ F M福島「防災の日」特集 (郡山市の防災〜治水対策) ▶ 新聞報道 福島民報 (ネットモニター調査の結果)	●3次元浸水ハザードマップの紹介 ■意見交換、協議検討	
	10	9月定5.会 (9/17-10-19) ▶中間報告 (二役) (10/21,22)		○個別WG (河川課、下水道部) (報告書について修正)
	11		第5回 協議会 11/4 ■第4回会議の報告	②全体検討部会 (課長級会議) 「総合的な治水対策の検討」報告書 外
	12	12月定例会(12/1-12/15	●まちづくりネットモワー結果報告 (2 回目) ●タイムライン (案) 確認 ●報告書 (案) の全体構成の説明	**COPYCATAXXXVXXXII ROS /F
	1		■意見交換、協議検討	○個別WG(報告書について調整・修正)
	2	2/12 タイムラインセミナー 主催:福島河川国道事務所	第6回 協議会 2/19 ■第5回会議の報告(宿題整理)	
	3	3月定例会(2/23-3/18)	○報告書(案)の整理・調整(全体) ○ゲリラ豪雨対策9年プランの進捗評価 ○タイムライン策定報告	
		郡山市 総合的な治水対策 2	量最終とりまとめ	

In # A

40=+±r.

『郡山市総合的な治水対策』の構成と

郡山市総合治水対策検討の構成 分類 基本方針 施策 施策の体系 河川改修等の整備推進 が流 下水道排水施設の整備推進 排水路の整備推進 1 安全な 雨水貯留・浸透施設 ハード の整備推進 湿める 都市基盤 事業 づくり 調節池、遊水地、ため池等 の設置・管理 河川堤防の管理・整備 が防 排水施設の設置・管理 土地利用の規制

『郡山市第五次総合計画 第九次実施計画』事業

郡山市が実施している事業

(郡山市第五次総合計画 第九次実施計画ベース)

事業名(担当課)	事業概要
・準用河川改修事業(河川課) ・普通河川改修事業(河川課) ・南川都市基盤河川改修事業(河川課)	準用河川改修の実施 普通河川改修の実施 南川の河川改修(ゲリラ豪雨城9年ブラン以下「ゲリ9」)
・下水道管きょ長寿命化事業(下水道維持課)・下水道施設長寿命化事業(下水道維持課)・公共下水道雨水対策整備事業(下水道建設課)	下水道管の長寿命化 下水道施設の長寿命化 雨水幹線及びポンプ場の整備
・農業用施設整備事業(農地課) ・水路側溝整備事業(道路維持課)	農業用排水路等の整備 水路、側溝等の整備
・水源林再生支援事業(林業振興課)・浸水被害対策事業(河川課)・雨水貯留施設等整備事業(下水道建設課)・雨水流出抑制整備促進事業(下水道維持課)	森林主伐後の再造林補助総合的な治水対策等の推進雨水貯留施設等の整備(ゲリ9)雨水流出抑制施設の設置費用一部補助(ゲリ9)
・阿武隈川 浜尾遊水地(国土交通省福島河川国道事務所) マ洪水調整池管理開拓チャレンジ事業(河川課)	浜尾遊水地の二次掘削の推進 地元に除草協力を依頼し環境意識を育成
・河川維持管理事業(河川課)	河川機能の維持と環境の保全
地球温暖化防止対策事業(生活環境課)地下道冠水対策事業(道路維持課)浸水対策事業(道路維持課)郡山市止水板設置補助事業(下水道維持課)	市域内の温室効果ガス排出量の削減 地下道の冠水対策 内水排除ポンプの商用電源化、副次化 止水板設置等工事費の一部補助(ゲリ9)
• 環境保全型農業直接支援対策事業(園芸畜産振興課)	環境保全型農業者への支援

- 77 -

	郡山市	検討の構成	
分類	基本方針	施策	施策の体系
		^{そな} 備える	人の準備物の準備
	2 万全な		緊急時応援体制の構築
	準備体制 づくり		自らが学ぶ
		学ぶ	普及啓発の場で学ぶ
			みんなに広める
	3 迅速な 情報伝達の 仕組みづくり	^{あつ} 集める	自然からの情報
			情報ツールからの情報情報の選択
ソフト 対策		伝える	各種情報伝達ツールで伝える
			地域・地縁のつながりで伝える
			分かりやすく伝える
		っな 繋がる	住民同士の繋がり
	4 強靭な		住民と行政の繋がり
	連携体制 づくり		行政間の繋がり
	750	逃げる	逃げるための準備
			逃げるタイミング
			冷静に、逃げる

事業名(担当課)	事業概要			
・防災啓発事業(防災危機管理課)・水防管理事業(河川課)・自主防災組織活動支援事業(防災危機管理課)	防災知識の普及啓発と防災意識の高揚水防資機材の準備、水防演習の実施 自主防災組織の支援とリーダーの育成			
• 水辺空間整備事業(河川課)	地域住民と一体になった河川環境整備			
・地域防災充実事業(防災危機管理課)・リエゾン、TEC-FORCEの派遣(国土交通省)	防災会議の開催と地域防災計画の見直し 災害時の情報連絡員、緊急派遣隊等			
ICT 活用啓発事業(中央公民館)緑のカーテン事業(こども育成課)危機管理啓発事業(防災危機管理課)	60 歳以上のインターネット初心者講座の開設 自然環境とエコロジーへの関心高揚 職員の危機管理意識の醸成を図る			
・地区・地域公民館の定期講座等開催事業(生涯学習課)・中央公民館の定期講座開催事業(中央公民館)▽親子防災体験事業(防災危機管理課)	地区・地域公民館で多様な学習機会の提中央公民館で多様な学習機会の提供 親子で学ぶ防災体験講座の実施			
・建設系技術職員育成事業(技術検査課)・少年団体中級指導者研修事業(こども未来課)・避難案内看板設置事業(河川課)	技術系職員育成のための研修等 地域活動等のためのジュニアリーダー育成 ハザードマップによる周知と避難案内看板の設			
こおりやまリサーチ事業(広聴広報課)	まちづくりネットモニターや意識調査等広報事			
• 防災情報発信事業(防災危機管理課)				
・ウェブ等情報発信事業(広聴広報課) ・ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業(地域包括ケア推進課) ・防災情報発信事業(防災危機管理課)	市ウェプサイトによる市政情報の効果的な発 緊急時に連絡できる機器の貸与 災害時の情報発信体制を整備			
・ふれあいネットワーク事業(市民・NPO活動推進課)	町内会長や関係機関への的確な情報提供			
・明るいまちづくり事業(生涯学習課)	危険箇所への表示板設置等			
 ・町内会活動促進事業(市民・NPO活動推進課) ・地域コミュニティ活性化事業(市民・NPO活動推進課) ・ひとまちづくり活動応援事業(市民・NPO活動推進課) ・地区・地域公民館の共催事業(生涯学習課) 	住民自治組織の健全な育成と連携強化 地域コミュニティ活動等のモデル事業支援 市民活動団体が主体的に取組む活動支援 地域活動活性化のための事業を支援			
・町内会長等と市長との懇談会事業(市民・NPO活動推議)・避難行動要支援者避難支援体制管理事業(保証機務限)・減災プロジェクト事業(防災危機管理課)・セーフコミュニティ認証取得事業(市民安全課)	町内会や各種団体代表との懇談会開催 高齢者や障がい者等の避難支援体制管理 災害情報等の掲載サイト構築 セ-フコミュニティの認証を受け安全なまちづくりを推			
・地域防災充実事業(防災危機管理課)・リエゾン、TEC-FORCE の派遣(国土交通省)	防災会議の開催と地域防災計画の見直し 災害時の情報連絡員、緊急派遣隊等			
・防犯灯設置事業(市民安全課)・災害時用備蓄品整備事業(防災危機管理課)	夜間における安全の確保 公共施設等への備蓄と家庭への備蓄啓昇			
防災情報発信事業(防災危機管理課)	災害時の情報発信体制を整備			

※▽印は、「即実現・ゼロ予算チャレンジ事業」

郡山市第五次基本計画 第九次実施計画の基本指標

区分	施策	項目	H18	現況 (H26)	目標 (H29)
		多自然型工法による河川等の整備 延長	2.6 km	3.1 km	7. 0 km
Ņ	流す	河川改修延長	19.5 km	20.3 km	23.9 km
ード事業		下水道による都市浸水対策達成率	1	53.6%	50.0%
業	溜める	家庭での雨水流出抑制量	2676.5m ³	3498.6m ³	3723.8m ³
	通める	水源林再生支援整備面積	21.84ha	51.12ha	62ha

		市民防災リーダー養成数	228人	668人	1,100人
	備える	災害援護ボランティア養成講座の 受講者	_	99人	100人
		応急手当講習受講者数	11,512人	100,914 人	80,000 人
ソ	学ぶ	ジュニアリーダーの認定者数(年間)	211人	18人	50人
うト対策		「こどもエコクラブ」の登録数	24 クラブ 733 人	2 クラブ 40 人	70 クラブ 1,000 人
策		「どこでも環境教室」開催回数	48 🗆	35 🗆	60 🗆
		森林環境講座参加者数	215人	496人	750人
	繋がる	町内会加入率	70.6%	65.8%	71.2%
	逃げる	防犯灯の設置総数	28,839 灯	31,811灯	33,000 灯

参考		河川 BOD 値の環境基準達成状況	100%	100%	100%
----	--	-------------------	------	------	------

概 要	備考	体系
準用河川において多自然型工法での護岸等の整備延長		4-2-1
準用河川の河川改修延長		6-3-3
都市浸水対策の整備対象地域の面積のうち、概ね5年に1度の大雨に対して安全であるように、既に整備が完了している区域の面積割合		6-3-3
個人が設置した雨水貯留施設に貯留可能な雨水の量		6-3-2
森林伐採後の水源涵養、災害防止等の多面的機能を維持する再造林面積		5-1-2

地域において実践的な防災活動のできる「市民防災リーダー」の総数	6-3-1
災害救援ボランティア養成講座を受講した人数(H19年度から実施)	6-3-1
市民に対する応急手当講習会受講者数述べ人数	6-3-4
少年団体中級指導者の認定者数(H25 で初級指導者の認定を終了)	2-2-2
子どもたちが地域で自主的な環境活動に取り組む「こどもエコクラブ」 のクラブ数と会員数	4-1-2
環境に関する出張講座「どこでも環境教室」の開催回数	4-1-2
森林の有する多面的機能や林業への理解を深める森林環境講座への参加者数	5-1-2
市内町内会に加入している世帯数の割合	1-1-2
防犯灯の設置総数	6-3-5

市内主要河川の7地点(阿武隈川、逢瀬川(上・中・下流)、大滝根川、	
谷田川、五百川)における BOD 値の環境基準達成率	4-2-2
〔環境基準達成地点数/7地点×100〕%	

- 81 -

用語の解説

【あ行】

安積疏水(あさかそすい)

水利が悪く農耕に適さなかった郡山の安積原野に猪苗代湖からの水を引いた大事業。 疏水とは、潅漑や舟運のために、新たに土地を切り開いて水路を設け、通水させること。

雨水幹線(うすいかんせん)

市街地における雨水を排除するための水路で一定規模以上のもの。

雨水貯留施設(うすいちょりゅうしせつ)

雨水を溜めることで河川や水路への流出を抑える施設。

雨水浸透施設(うすいしんとうしせつ)

降った雨を地中に浸透させる施設。

越水(えっすい)

河川の水が堤防を越えてあふれ出すこと。

語句	広 義	意味	
浸水	水に浸かる	・住宅などが水に浸かる	
がんすい	小に凌かる	・田畑や道路が水に浸かる	
たんすい 湛水	水がたまる	・水が溜まること(堤内地に水が溜まる)	
えっすい 越水	水があふれる	・堤防などの頂上から流出する水	
治水	WYY.001211 12	・水路などから水があふれること	

オンサイト貯留(おんさいとちょりゅう)

降った雨をその場所で貯留し、雨水の流出を抑制すること。

オフサイト貯留(おふさいとちょりゅう)

流出した雨を別の場所で貯留し、雨水の流出を抑制すること。

【か行】

河道(かどう)

川の水が流れる道筋のこと。

外水(がいすい)

河川側の流出水のこと。

外水氾濫(がいすいはんらん)

河川の水位が上昇して河川の水が溢れたり、堤防が壊れることで生じる被害のこと。

川の防災情報(かわのぼうさいじょうほう)

国土交通省が実施しているインターネットを通じた河川に関する防災情報の提供サイト。

ゲリラ豪雨(げりらごうう)

狭い範囲で急に強く降り、わずか数十分で数十ミリもの雨量をもたらす局地的な大雨のこと。発生の把握や予測が非常に難しく、短時間で危険な状態に達するため、避難する時間的 余裕がほとんどない。

共助(きょうじょ)

地域住民が互いに力をあわせて助けあうこと。

公助(こうじょ)

行政機関などの公の組織が行う防災の対策のこと。

【さ行】

自助(じじょ)

自分と家族の安全を自分で守ることで、防災の基本。

スキル(すきる)

訓練を通じて身につけた能力のこと。技能とほぼ同様の意味。

止水板(しすいばん)

水害などによって、溢れた水が侵入しないように防いだり、水の流れを変える板。

垂直避難(すいちょくひなん)

災害時に安全な場所と空間を確保するために、上下垂直方向に避難すること。津波や洪水の際に家や避難施設の高所階に上がったりすること。

市街化区域(しがいかくいき)

既に市街化になっている区域や、積極的に市街地の整備を進めていくために定められた区域.

市街化調整区域(しがいかちょうせいくいき)

無計画に市街化が進まないように、原則として開発を抑制するよう定められた区域。

【た行】

タイムライン(たいむらいん)

浸水等被害の発生を前提として、発災前から関係機関が実施すべき対策を時系列でプログラム化したもの。

ツール(つ-る)

道具という意味。

通信事業者(つうしんじぎょうしゃ)

通信事業を営む者。音声通信やデータ通信など各種の通信サービスを提供する企業。

地縁性(ちえんせい)

住む土地にもとづく縁故関係のこと。住んでいる土地などによる縁(人間関係)のこと。

TEC-FORCE(てっくふぉーす)

国土交通省の職員が、大規模な自然災害等に際して、被災状況の把握や被災地方自治体の 支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施すること。

調節池(ちょうせつち)

洪水の最大流量を減少させるため、洪水を一時的に貯めて調節し、洪水が終わった後にゆ っくり流す施設を遊水地または調節池と呼ぶ。

〇遊水地(ゆうすいち) :川に隣接した低地で、洪水を流入させ湛水するような土地

〇調節池(ちょうせつち) :機能は遊水地と同じ。主に河川管理者が設置する恒久的な施設

○調整池(ちょうせいち) : 住宅や工業団地などの開発された土地等から流出する雨水を一

時的に溜めるため、主に土地の開発者が設置する暫定的な施設。

【な行】

内水(ないすい)

河川の堤防を境に内陸側の降雨に由来する流出水。

内水氾濫(ないすいはんらん)

雨水の量が排水施設の処理能力を超えたり、河川の水位が上昇して内水の排水が滞ること などにより発生する被害のこと。

ネックポイント(ねっくぽいんと)

流下能力の低い狭小筒所。

【は行】

ハード(ハード)

主に道路や施設など構造物の整備・建設が必要なもの。

防災行政無線(ぼうさいぎょうせいむせん)

住民に対して防災情報等を周知するために整備する無線通信システム。

放送事業者(ほうそうじぎょうしゃ)

放送を行う者。放送局の免許を受け、放送法により認定を受けた者。

パイピング現象(ぱいぴんぐげんしょう)

浸透水の挙動により生じる地盤や構造物の破壊現象。単にパイピングと呼ぶこともある。

- 85 -

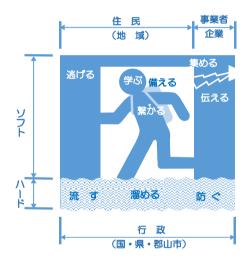
100 mm/h 安心プラン(ひゃくみり あんしんぷらん)

従来の計画隆雨を超える、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対し、住民が安心して暮らせるよう、 関係分野の行政機関が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地 の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画。

[ら行]

リエゾン(りえぞん) 〔災害対策現地情報連絡員〕

地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害の発生時に、国土交通省職員を地方公共団体へ 派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行うもの。



郡山市 総合的な治水対策の検討

策 定: 平成28年11月 担当部課 : 建設交通部河川課 住 所: 〒963-8601

郡山市朝日一丁目23番7号

電 話: 024-924-2701 FAX: 024-931-5243 e - Mail : kasen@city.koriyama.fukushima.jp ウェブサイト: http://www.citv.korivama.fukushima.ip



郡山市イメージキャラクター がくと くん



がくとくんの妹 おんぷ ちゃん